

第三十号議案

東京都教育ビジョン（第5次）の策定について

東京都教育ビジョン（第5次）を別添のとおり策定する。

令和六年三月二十八日

東京都教育委員会

（提案理由）

教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第十七条第二項に基づき、東京都教育ビジョン（第5次）を策定する必要がある。